様式第十号　（平19内府令65・全改、平20内府令36・平20内府令50・平22内府令45・平23内府令30・一部改正）

【借入金等明細表】

区　　分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
短期借入金				―
１年以内に返済予定の長期借入金				―
１年以内に返済予定のリース債務				―
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）				
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）				
その他有利子負債				
合　　計			―	―

（記載上の注意）

１．第37条第１項第２号に規定する短期借入金、同項第３号及び第38条第１項第３号に規定するリース債務、同項第２号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。以下「その他有利子負債」という。）について記載すること。ただし、ノンリコース債務（第41条の２第１項に規定するノンリコース債務をいう。６において同じ。）については、短期借入金、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

２．重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。

３．「その他有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。

４．連結会社相互間の取引に係るものがある場合には、各区分ごとに、連結会社相互間の取引に係るものの金額を控除した金額を「当期首残高」又は「当期末残高」の欄に記載すること。

　ただし、合計欄の直前に「内部取引の消去」の欄を設けて、連結会社相互間の取引に係るものの金額の合計額を一括して控除する方法によることができる。

５．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社

がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

6．リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。ただし、ノンリコース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額については、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

7．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。